

令和 8 年度 第 2 回日南町職員採用資格試験案内

令和 9 年 4 月 1 日採用予定の鳥取県日南町職員採用資格試験を次のとおり行います。

1 募集職種・採用予定者数・受験資格

募集職種	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務	若干名	・住所要件なし ・平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた人で高等学校を卒業した人。（現在高等学校の 3 年生であり、令和 9 年 3 月までに高等学校卒業見込みの人。高等専門学校 3 年生で、3 年生修了予定者を含む）
土木技師		
保健師		・住所要件なし ・平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人（令和 9 年 3 月 3 1 日までに取得見込みのある人を含む）
社会福祉士		・住所要件なし ・平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人（令和 9 年 3 月 3 1 日までに取得見込みのある人を含む）
保育教諭		・住所要件なし ・平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する人（令和 9 年 3 月 3 1 日までに取得見込みのある人を含む）

※ 住所要件なし

※ 別に示した注意事項①に該当する人、令和 8 年 7 月 12 日に実施した鳥取県西部町村の職員採用試験に応募した人は、受験資格がありません。

※ 日本国籍を有しない人は、別に示した注意事項②のとおりとなります。

2 採用予定時期

令和 9 年 4 月 1 日

3 申込方法・受付期間

申込方法	インターネット電子申請による申込 （日南町電子申請・届出システムの https://apply.e-tumo.jp/town-nichinan-tottori-u/offer/offerList_initDisplay 「令和 8 年度日南町職員採用試験申込み」から入力フォームへ）
受付期間	令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 9 時～令和 8 年 8 月 2 7 日（木）午後 3 時 ※インターネット申込のみ

※ 別に示した試験日・試験内容を確認してください。

※ 申込者に受験票を郵送しますが、9 月 4 日（金）までに到着しないときは、下記問合せ先へご連絡ください。

4 勤務条件等（予定）

（1）初任給 2 0 0，3 0 0 円（高校新卒者）、2 2 5，6 0 0 円（大学新卒者）

（2）給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を、条件に応じて給与条例により支給します。

5 問合せ先

日南町役場 総務課 担当 花倉

電話 0 8 5 9－8 2－1 1 1 1

<試験日・試験内容>

1 試験

(1) 日時及び場所

令和8年9月20日（日）に日南町役場で行いますが、正式な時刻及び試験会場は受験票に記載いたします。

(2) 試験種目

(ア) 【一般事務】

教 養 試 験 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（「自然に関する一般知識」の出題はありません。）、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題等について択一式による筆記試験

【土木技師】

専 門 試 験 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造、設計、測量、社会基盤工学、土木施工等について択一式による高等学校卒業程度の筆記試験

【保健師】

専 門 試 験 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等について択一式による筆記試験

【社会福祉士】

専 門 試 験 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論等について択一式による筆記試験

【保育教諭】

専 門 試 験 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健について択一式による筆記試験

(イ) 事務適性検査 職員として事務の適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる

(ウ) 性格特性検査 公務員に求められる六つの資質について、性格特性をみる
(ストレス耐性も含む)

(エ) 作文試験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

(オ) 口述試験 主として人物について個別面接による試験

(3) 合格者の発表

令和8年10月1日以降に合格者に通知するほか、合格者の受験番号を日南町の役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

2 合格から採用まで

(1) 合格者は、日南町の採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の有効期限は原則として一年間です。

注意事項①

下記に該当する人は、受験資格がありません

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注意事項②

日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。